

令和7年3月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午後2時10分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見の聴取について

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（24名）

1 番 天本 正幸	2 番 寺崎 廣喜
3 番 中原 日登美	4 番 白水 壽徳
5 番 佐藤 和治	6 番 藤井 政秋
7 番 山下 梅夫	8 番 檜原 忠夫
9 番 山田 憲二	10 番 秋山 儀一
11 番 寺崎 多加子	12 番 末次 勝記
13 番 伊藤 博文	14 番 肥山 繁雄
15 番 赤川 敏彦	16 番 大中 寛敏
17 番 末次 実	18 番 西岡 利子
19 番 野瀬 敏彦	20 番 永利 春雄
21 番 久光 壽子	22 番 西岡 秋義
23 番 永利 美津枝	24 番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員（0名）

6. 会議に出席した事務局職員等（5名）

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案 6 件、報告 2 件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は 24 名で委員定足数に達しております。

よって、令和 7 年 3 月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会で事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議をよろしくお願いします。

[日程第 1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、16 番、17 番委員を指名します。よろしくお願いします。

[日程第 2 議案の審査]

議長：

日程第 2、これより議案の審議を行います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件を議題とします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明します。

議案書の 1 ページをお願いします。

番号 1 は、乙限地内の田 2 筆、畑 2 筆で、3 条による有償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議、よろしくお願いします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定します。

次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消につい

て、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消についてご説明します。

議案書の2ページをお願いします。

令和4年1月に農業委員会の許可を得て譲渡人から譲受人への所有権移転（贈与）するところでしたが、農地活用の計画変更があったため許可処分の取消願が出されたものです。

（取消願を提出した者、位置図による場所等の説明）

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、第2分科会で慎重に審査した結果、許可処分の取消について承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議、よろしくお願いします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

（質疑、意見なし）

議長：

特にないようです。

議案第2号について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、1件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、18番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、説明をいたします。

議案書の4ページ、番号1は、井上地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただいたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議を、よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第3号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の承認について、所有権移転について、1
件を議題といたします。

それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地
利用集積等促進計画の承認について、所有権移転について、提案理由
の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

光行地内の田1筆につきまして、番号1は譲渡人から福岡県農業振
興推進機構（中間管理機構）への売買、番号2は福岡県農業振興推進
機構（中間管理機構）から譲受人へ売買されるものです。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

4月の法改正に伴い、告示行為は県知事が行うこととなることか
ら、これまでの「農用地利用集積計画」から「農用地利用集積等促進

計画」へ変わり、農業委員会に対して意見を求められているものです。

なお、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について、所有権移転について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議を、よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案通り承認することに決定します。

次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員

会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、２番、３番、１０番、１１番、１８番、２１番、２２番、２３番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、ご説明いたします。

本日お配りしております別冊をご覧ください。

例年、年に２回利用権設定の受付を行っていますが、今回１月に受付した本件につきましては、再設定１２２件、新規７３件、合計１９５件、また、そのうち期間借地につきましては、再設定５件、新規３件の申請を受理いたしております。

なお、公告は３月１３日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございます。

また、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第１分科会へお願いしておりましたので、第１分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第１分科会長：

ご報告いたします。

議案第５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、第１分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議を、よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第5号は原案通り承認することに決定します。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見の聴取について議題といたします。
それでは事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見の聴取についてご説明をいたします。

別にお配りしました議案書をご覧ください。
(資料により提案理由説明)

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いします。

いたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見の聴取について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議を、よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

21番委員

21番委員：

分科会で審議しましたが、とても重要なことと思います。農業振興課からも総会に来ていただいているので、疑問点など出し合えたらいいと思います。

議長：

4番委員。

4番委員：

地図が色分けされているが、何を意味しているのでしょうか。

議長：

事務局、お願いします。

農業振興課：

「農業を担うものの一覧」に個人名を記載しております。その表に「目標地図の表示」という欄があり着色しています。その色と地図の色が連動しています。

議長：

よろしいでしょうか。

15番委員

15番委員：

この計画で認定農業者一人当たりの耕作面積はどのくらいになるのかわかりますか。

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

10年後の認定農業者の一人当たりの経営面積でよろしいでしょうか。そのような集計は出していませんが、現状と10年後ということで、経営面積をそれぞれ出しています。この10年後の面積は、理想としては、経営をリタイヤや縮小しますという場合、認定農業者の方が引き受けますよ、と話し合いの中でその方をお願いしますというところまでできればいいと思いますが、今回第1回目というところで、そこまではできていません。

殆どの場合、現状と10年後の経営面積というのは、ほぼイコールになっています。

議長：

15番委員

15番委員：

この計画の目的は、10年後には認定農業者に集約するというものが見えるので確認したいと思いました。

350名程いる認定農業者一人当たり、どれだけの経営面積があるか、その面積に対してどういった農業の在り方になるのかわかると思います。10年後の認定農業者が経営するとしたら、自ずと機械化が進んで、その機械を買うのにいくら位かかるのかが心配です。

今後農地は認定農業者に集約されると、私は解釈しています。

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

多くの場合リタイヤする方の農地は、認定農業者や大規模経営者に集約されていくことが大きな流れになっていくと思います。

一方で、面積が少ない中で頑張っておられる方もいます。10年後の経営に対してのアンケートでも引き続き続けたいという意向もあ

ったので、その分はそのまま挙げています。

議長：

15番委員

15番委員：

認定農業者に集約した場合、認定農業者の経営面積がどうなるか、それは分からないのでえしょうか。

10町などになったら機械化は避けられないと思うので。

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

現時点では出してはいません。

委員が言われている考えのもとで出すことはできると思うので、数字が出せるようであれば出していきたいと思います。

議長：

他にないですか

18番委員

18番委員：

「農業を担うものの一覧」につけられた色に意味はありますか

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

色付けの決まり、意味はありません。

見やすいようにと考えて色を付けています。

議長：

20番委員

20番委員：

自分の地区は開発でかなり農地が減ってきている現状があります。

計画の地図を見ても大分変わるのではと思っています。

私の知る限り10年後は、かなり農地が減ってしまうと思いますが、そのような中、計画を作っていくのか、途中で見直しをするのか、わかったら教えてください。

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

今開発のお話を伺いましたが、この計画については、今回は第1回目ということで提案させていただいています。

毎年度必ず見直しをして、開発のお話があれば申請の前に地域計画の地域から外さなければならないという要件がありますので、その都度その都度見直しを行っていきたいと思います。

議長：

20番委員

20番委員：

開発しようとした時に、農業振興課としてどう考えていますか

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

この地域計画の地域から除外するにあたって、農振除外の相談からはじまると思います。担当が農村環境係になるので詳細はわかりませんが、要件を充たしていただくことが大前提ではないかと思います。

議長：

20番委員

20番委員：

それでは、この計画を立てたら開発はだめだよということはないということでもいいですか

議長：

事務局お願いします。

農業振興課：

そうならないように事前にご相談をいただくということになります。

議長：

他にご質問はありませんか

17番委員

17番委員：

認定農業者等が書かれていますが、その方たちの後継者は把握されていますか。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

協議の場を開催する前に農家の皆さんにアンケートを取らせていただきました。その中で、「後継者はいますか」という問いがありそれにお答えいただいた方については、後継者の情報がある程度はわかります。

アンケートで「経営規模の拡大」や「後継者」のことについて、「公開しないでほしい」という回答がある方もおられます。個人情報ということもあり、皆さんに示されるかどうかは、その方々それぞれの見解に基づくものになっています。

議長：

他にありませんか

質問もないようですので、議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：

全員賛成です

よって議案第6号は原案どおり承認し、意見書をつけ、市へ回答いたします。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出19件につきまして報告いたします。

議案書6ページ、番号1は、干潟地内の田7筆で、売買のため合意解約されたものです。

番号2は、干潟地内の田1筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

7ページ、番号3は、吹上地内の田2筆、畑2筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号4は、吹上地内の田1筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

8ページ、番号5は、吹上地内の畑1筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号6は、下岩田地内の田1筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

番号7は、吹上地内の畑2筆で、借手の都合のため合意解約されたものです。

9ページ、番号8は、下岩田地内の畑3筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号9は、下岩田地内の畑1筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

番号10は、下岩田地内の畑1筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

10ページ、番号11は、八坂地内の田1筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号12は、乙隈地内の田1筆で、売買のため合意解約されたものです。

番号13は、乙隈地内の田1筆で、売買のため合意解約されたものです。

11ページ、番号14は、干潟地内の畑1筆です。貸人の都合ため合意解約されたものです。

番号15は、二森地内の田2筆で、貸人の都合により合意解約されたものです。

番号16は、横隈地内の田3筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

12ページ、番号17は、干潟地内の畑1筆です。貸人の都合ため合意解約されたものです。

番号18は、八坂地内の畑1筆、下西地内の田7筆で、契約変更のため合意解約されたものです。

13ページ、番号19は、乙隈地内の田3筆です。借人の都合ため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内農地の転用に関する届出1件につきまして報告いたします。

議案書14ページ、番号1は、大保地内の畑1筆で、一般個人住宅建設のため届出が出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明

を割愛させていただきます。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項 2 件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和 7 年 3 月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和 7 年 3 月 1 0 日 (月) 午後 3 時 閉会

小郡市農業委員会

議 長

㊟

署 名 委 員 1 6 番

㊟

署 名 委 員 1 7 番

㊟